

令和3年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第2号）

1 令和3年12月8日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若  厳
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	信谷俊樹	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森  ルイ
9番	上青木  至	10番	尾尻康二

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

6番	進藤雅通	7番	水橋直行
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川野義彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町  長	高田幸典	副町長	望月邦彦
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	池田真二	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田  誠	建設課長	藤原通伸
上下水道課長	河田昭司	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1 発議第5号 大崎上島町議会議長不信任決議案

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（尾尻康二君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

○1番（閑田大祐君） 動議。

○議長（尾尻康二君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ちょっと議会運営の重大な件に関する事で会派で協議をしたいので、休憩を求めます。

○5番（信谷俊樹君） 賛成。

○議長（尾尻康二君） ただいま閑田議員から休憩の動議が出ましたが、いかがいたしましょうか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） しばらく休憩いたします。

午前 9時01分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（尾尻康二君） 休憩を解いて会議を再開します。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ちょっと議長不信任決議案緊急動議を発議したいと思います。

○議長（尾尻康二君） ただいま閑田議員外5名より大崎上島町議会議長不信任決議案の動議が提出されました。この動議は、会議規則第14条の規定により成立いたしました。

お諮りします。

大崎上島町議会議長不信任決議案の動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定されました。

追加議事日程は省略します。

これより議長の席を副議長と交代します。

〔副議長、議長と議長席を交代〕

○副議長（水橋直行君） それでは、追加日程第1の発議第5号大崎上島町議会議長不信任決議案を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、尾尻議員の退場を求めます。

〔議長 尾尻康二君 退場〕

○副議長（水橋直行君） 提出者より趣旨説明を求めます。

○1番（閑田大祐君） それでは、議長不信任決議案の動議を採択されたく提出いたします。この趣旨説明を申し上げます。

発議は私、大崎上島町議会議員閑田大祐、賛成者同じく上青木 至、同じく進藤雅通、同じく信谷俊樹、同じく水橋直行、同じく森若 徹の6名の連名であります。

それでは、不信任決議案の動議の趣旨説明を行います。

4月の議長就任以来、尾尻議長には公正かつ中立性、尊厳性を保った円滑な議会運営を期待していたところであります。しかし、5月の人事案件、これは取下げになった案件ではあります。これにおいては町長の依頼を受けて多数派工作を行いました。この多数派工作、これを問題視するわけではありません。これは町長の思い、これにももちろん議長も応えたということでありましょうし、ただしその際において説得に当たる個々の議員のところに説得に当たる口実として、あの人は賛成してくれるなどと事実ではないことを言って、議員間、議会内部の混乱を招くよううそを述べながら、実際にこれによって議会内部かなり混乱いたしました。これは、議長職にありながら議員間の信頼関係を損ねる大変問題のある、議会全体をおとしめる行為であり、到底許されるものではないと考えます。また、対外的な折衝等、議長としての重要な職務の場面においても、その行動はおおよそ議長としての品格ある行動とは言えず、町議会、そして町民の顔として対外的な部分においてでも大きく町の信用を損ねていると私は考えます。そして、これは後から出てきた話ではあります。議長選挙において、この議長選挙の投票依頼において買収行為を疑われるような行為も行っております。これについては裏づけも取れております。こうした議長として中立性、公平性に欠ける行動、度々続いてまいりました。もう許し難い状況であります。よって、この不信任案を提出するものであります。慎重審議をよろしく願います。

○副議長（水橋直行君） これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に反対の方の討論を許します。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 次に、本案に賛成の方の討論を許します。

信谷議員。

○5番（信谷俊樹君） 私は、この不信任案動議に賛成する立場から意見を申します。

私が、4月のときにいろんな災害とかコロナの中で、例えば蔓延防止法の中で町民のコロナにうつらないという努力をする中で広島に行ったり、いろんな人の対応を鑑みたときに、特に私はこのことは本人に確認しました。最初的时候は全協では、私は知りません、行っておりませんというお話でしたが、後で確認をして本人に問いただすと、行ったみたいな話でした。こういうところから見ても、この人は議長としての才覚、資格、不適格だというふうに思っておりますし、うそをつくということはとても私には看過できないことであります。よって、この不信任案に同意をいたします。

○副議長（水橋直行君） ほか、本案に反対の方の討論を許します。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 以上、討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

ただいま議題となっております大崎上島町議会議長不信任決議案について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発議第5号大崎上島町議会議長不信任決議案に賛成の方はご起立お願いいたします。

〔起立多数〕

○副議長（水橋直行君） 起立多数です。したがって、大崎上島町議会議長不信任決議案については可決されました。

しばらく休憩といたします。

これで議長の職を解かせていただきます。

午前10時21分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（尾尻康二君） 休憩を解いて会議を再開します。

ただいま議長不信任決議が可決されましたが、この決議には法的な拘束力はありませんので、このまま議長職を続けさせていただきます。

○議長（尾尻康二君） 日程第1、議案第72号大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第72号大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、大崎上島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、保育所等事業者の業務負担軽減等を図る観点から、事業に係る諸記録の作成、保存等について電磁的記録による対応も可能である旨を規定するとともに、その他所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（尾尻康二君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

ありませんか。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） 先ほど不信任案あったばかりなんですが、そのまま流れていくのはどうかと思うんですが、休憩の動議、一度取っていただけないですか。

○議長（尾尻康二君） 賛成者はほかにいますか。

○5番（信谷俊樹君） はい。

○議長（尾尻康二君） 賛成者がいましたので、休憩の動議を諮ります。

この動議は起立により採決します。

賛成の方はご起立ください。

〔起立多数〕

○議長（尾尻康二君） 起立多数であります。

しばらく休憩いたします。

11時より再開いたします。

午前10時27分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（尾尻康二君） 休憩を解いて会議を再開します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議はありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（尾尻康二君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

13日は9時から開会いたします。

午前11時00分 延会